

事務連絡
令和3年12月31日

各県立学校長 様

保健体育課長

県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について（注意喚起）

本日、西条市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、県では、直ちに高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を立ち上げ、早期終息に向けて全庁を挙げた防疫対応を行っているところです。

こうした中、**学校においては、校内で飼育している鳥類が直ちに死ぬものではなく冷静な対応が求められるとともに、風評被害の防止に留意しながら、正確な情報に基づく予防対策の徹底が必要となります。**

鳥インフルエンザについては、既に数次にわたり通知（令和3年11月16日付け3教保第526号他）を発出して適切な対応をお願いしているところですが、今回、県内で初めて疑似患畜が確認されたことを踏まえ、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、改めて、下記の点について、適切に対応するようお願いいたします。

なお、鳥類飼育舎の消毒等については、令和2年12月17日付け2教保第615号通知を御参照ください。

記

- 1 一般的な感染予防対策の徹底
児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。
- 2 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等
環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙1）を参考にし、
 - (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、近くの県地方局森林林業課*又は市町役場に連絡すること。
 - (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用すること。
 - (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はないこと。
 - (4) 学校の軒先などに棲む野鳥については、落下している糞等をこまめに取り除くなど、清掃を十分行う。その際は、マスク、ビニール手袋等を着用すること。
 - (5) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあるので、野鳥に近づきすぎないようにすること。特に、**靴で糞を踏まないよう十分注意し、必要に応じて消毒を行うこと。**
 - (6) **不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。**また、鳥や動物を飼育している場合については、
 - (7) それらが野鳥と接触しないようにすること。
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

※相談窓口

【学校で飼育する鳥類の病気（死亡した場合）に関する相談窓口】

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|-----------------------|--------------|
| 東予家畜保健衛生所 | 西条市氷見乙 2025 | 0897-57-9122 |
| 東予家畜保健衛生所今治支所 | 今治市別宮町 9-1-50 | 0898-22-0430 |
| 中予家畜保健衛生所 | 東温市田窪 743 番地 1 | 089-990-1333 |
| 南予家畜保健衛生所 | 八幡浜市五反田 1 番耕地 18 番地 3 | 0894-22-0328 |
| 南予家畜保健衛生所宇和島支所 | 宇和島市高串字丁田 1 番耕地 | 0895-22-1294 |

【死亡野鳥を見つけた場合の相談窓口】

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|--------------------|--------------|
| 東予地方局森林林業課 | 西条市丹原町池田 1611 番地 | 0898-68-7438 |
| 東予地方局四国中央森林林業振興班 | 四国中央市三島宮川 4-6-55 | 0896-23-2393 |
| 東予地方局今治支局森林林業課 | 今治市旭町 1-4-9 | 0898-23-2500 |
| 中予地方局森林林業課 | 松山市北持田 132 番地 | 089-941-1111 |
| 中予地方局久万高原森林林業課 | 上浮穴郡久万高原町久万 571-1 | 0892-21-1265 |
| 南予地方局八幡浜支局森林林業課 | 八幡浜市北浜 1-3-37 | 0894-22-4111 |
| 南予地方局八幡浜支局大洲森林林業振興班 | 大洲市田口甲 425-1 | 0893-24-4131 |
| 南予地方局森林林業課 | 宇和島市天神町 7-1 | 0895-22-5211 |
| 南予地方局愛南森林林業振興班 | 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地 | 0895-72-0931 |

3 正しい知識の普及

感染した家きんの肉や卵が市場に出回ることはありません。我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられております。また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応願います。

【参考】

- 愛媛県「高病原性鳥インフルエンザについてのお知らせ」
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/4389/index.html>
- 農林水産省「鳥インフルエンザに関する情報」
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- 厚生労働省「鳥インフルエンザについて」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>
- 食品安全委員会「鳥インフルエンザについて」
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

【担当】

保健体育課 教育指導G 和家、泉
TEL 089-912-2981